

## インボイス制度におけるシルバー人材センターに対する適切な措置を求める件

我が国の高齢化率は、先進諸国と比較し最も高い水準となっており、総務省が令和3年11月30日に発表した令和2年国勢調査の確定値による高齢化率は、28.6%と過去最高を更新した。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体であり、高齢者の多様なニーズに対応し、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することで、高齢者の社会参加を促し、生きがいの充実や健康の保持増進を図るとともに、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

現在、センターでは、請負・委任にかかる会員への配分金に消費税を含めて支払いを行い、仕入税額控除を行っている。一方、令和5年10月の導入が予定されている適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）においては、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が行えず、税負担が増大するという問題が生じる。公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担のための財源確保は困難である。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、健康維持や社会参加に重きを置いて「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的には個人事業主であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすことが懸念される。同時に、センターにとって新たな税負担は死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額を減少させることなく、センターの安定的な事業運営を可能にする必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、センターの特性及び社会的意義を十分に考慮し、センターの会員への配分金についてインボイス制度の適用を除外する等の適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦